

南知多町漁業集落排水事業 地方公営企業法適用基本方針

1. 背景

地方公営企業においては、高度経済成長期に集中的に整備された施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しつつあります。こうした中、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んで行くことが求められます。これらについて、よりの確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表等の作成を通じて、自らの経営・資産等の状況を正確に把握することが必要となります。このため、平成31年1月25日、人口3万人未満の地方公共団体においては、令和5年度までを拡大集中取組期間とし、下水道事業（公共下水道、集落排水、合併浄化槽）について、地方公営企業法を適用するよう総務省より要請がされました。

2. 南知多町漁業集落排水事業の現状

日間賀島において、平成8年度より良好な海域の水質保全と生活環境の改善を目的として集落排水事業を進めてきており、平成15年に供用開始しています。接続戸数が計画処理戸数を超え、島民の95%以上が利用しており、排水処理も良好に推移しています。しかし、これまでに借入れた地方債の償還に加え、整備した施設の老朽化に伴う改築や更新、適正な維持管理を行うための費用が必要になります。

また、離島という条件から、機器の故障が生じてからの緊急対応は難しいので、安定した機能保全を継続するため、定期的な調査による現状把握や機能保全計画による計画的な整備更新工事を実施する必要があります。

一方で、事業の重要な財源である使用料は、人口減少等の社会構造の変化による使用料収入の減少傾向が続いており、増収は見込めない状況となっております。また、今後は施設の老朽化が進み、長寿命化による計画的な維持管理に取り組む必要があります。

このような状況において、これまでに借入れてきた地方債の償還や今後見込まれる施設の更新や維持管理に要する新たな費用を限られた財源の中で計画的、効率的に運用していくため、また、使用者の皆様へ安定したサービスの供給を継続していくためにも事業の経営健全化が求められます。

3. 法適化への取組みについて

経営健全化を図るため、地方公営企業法の適用についての検討を行ってきましたが、平成31年1月の総務省からの要請を踏まえ、漁業集落排水事業において、令和5年4月からの地方公営企業法適用を目指し、令和2年度から令和4年度の間地方公営企業会計移行事業に取り組めます。

4. 法適化対象事業

「南知多町漁業集落排水事業」

5. 法適化時期

令和5年4月1日

6. 法適化の範囲

法適化の範囲は、地方公営企業法の規定の全部を適用する「全部適用」、財務規定のみを適用する「一部適用」、財務についてのみ適用し、財務会計事務全てを会計管理者へ委任する「一部適用事務委任」の3つがあります。

法的化の目的は、経営状況と財政状況の明確化に主眼を置くことであり、一部適用で十分目的を達成できるうえ、最小限のコストで実施できるから「一部適用」を採用する。

7. 法適化による効果

法適化した場合、水道事業と同様、企業会計となることで、その年度の事業活動に係る費用と収益、翌年度以降の事業活動の基となる資産と負債等から、損益計算書、貸借対照表が作成され、経営の方向性や企業活動の全体像を把握することができ、以下の様な効果が生じることとなります。

(1) 経営状況の明確化

損益取引と資本取引の区分、発生主義、複式簿記の採用等により、経営状況の明確化が図れるとともに、経費負担区分が明確となり、適切な使用料算定が可能となります。

(2) 適切な経営戦略の策定

的確な更新、維持管理を行うための資産状況の把握とそのため資金回収の状況等が明確になり、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定に必要な基礎資料情報が得られます。

(3) ガバナンスの向上

貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の作成により、財政状況の読み取りが可能となり、議会や住民の事業への理解の深まりが期待できます。

(4) 職員の経営意識の向上

毎年の経営成績、財政状況が明確になることで職員の意識改革を促し、経営意識のなご一層の向上が期待できます。

(5) その他

企業経営の弾力化、企業間での経営状況の比較、消費税の節税効果等

8. 地方公営企業会計移行事業

法適化にあたっては、特別会計から地方公営企業会計への移行が必須であり、移行後の検討までを含めると大きく分けて4つの業務が必要となります。

(1) 企業会計移行基本計画の作成

(2) 固定資産台帳の作成

(3) 企業会計移行支援

(4) 企業会計システム導入

このうち、(1)基本計画は、町としての方針を示すものであるため、水道課にて作成します。(2)資産台帳作成、(3)移行支援については、固定資産の調査と評価、条例規程の制定や改廃等、高度で専門的な知識が必要となるため、豊富な技術や知識を有しているコンサルタントに業務を委託します。また、(4)企業会計システム導入については、水道事業の会計システムを導入することにより費用削減を図ります。

9. 委託費用

総額 19,603千円 (18,503千円)

- (1) 企業会計移行事務支援業務 14,586千円
- (2) 企業会計システム導入業務 2,267千円
- (3) 例規整備支援業務 2,750千円 (1,650千円)

※ () は一部適用の場合の委託費用

10. 移行事業スケジュール

年度	基本計画	資産台帳作成	移行支援・事務	会計システム
元	・基本計画及び基本方針の検討	・決算資料等整理	—	—
2	・基本方針の策定 ・基本計画作成 ・基本計画公表	・調査基本方針の策定 ・決算資料調査、抽出 ・調査に必要な資料収集、整理、保管 ・工事関連情報の整理 ・資産調査・整理 ・資産評価	・移行事務方針の検討 ・関係部局との調整事項整理 ・組織・体制の検討	・運用方針の検討 ・システム構築
3	—	・決算資料調査、抽出 ・調査に必要な資料収集、整理、保管 ・工事関連情報の整理 ・資産調査・整理 ・資産評価	・新予算の編成	・システム構築 ・会計システム導入の検討
4	—	・決算資料調査、抽出 ・調査に必要な資料収集、整理、保管 ・工事関連情報の整理 ・資産調査・整理 ・資産評価	・職員研修 ・条例・規則等の制定・改正 ・新予算の編成 ・打ち切り決算 ・税務署届け ・総務省報告	・システム構築 ・システム運用

11. 近隣事業体の法適化の予定

市町村	適用状況	種類	適用方式	適用理由
知多市	法適用済	公共下水道	一部適用	下水道事業の規模が大きくないため。全部適用に比べて法適化の作業量と法適化後の事務負担が少ないため。
		農業集落排水	廃止	
半田市	法適用済	公共下水道	全部適用	水道事業の全部適用に合わせることで、移行後の事務内容を水道事業と統一できるため。
東浦町	法適用済	公共下水道	全部適用	水道事業の全部適用に合わせることで、移行後の事務内容を水道事業と統一できるため。
阿久比町	法適用済	公共下水道	全部適用	水道事業の全部適用に合わせることで、移行後の事務内容を水道事業と統一できるため。近隣市町村（半田市・東浦町）が全部適用だったため。
東海市	R 2年4月	公共下水道	全部適用	当初は一部適用の予定だったが、適用後に総務省から全部適用するように要請が出た場合、再度移行事務を行う必要があることにより、全部適用とした。
常滑市	R 2年4月	公共下水道	一部適用	法適化の目的は経営状況と財務状況の明確化に主眼を置くことであり、一部適用で十分目的を達成できるため。全部適用に比べて法適化の作業量と法適化後の事務負担が少ないため。
		農業集落排水	一部適用	
大府市	R 2年4月	公共下水道	一部適用	法適化の目的は経営状況と財務状況の明確化に主眼を置くことであり、一部適用で十分目的を達成できるため。最小限のコストで目的を達成できるため。
		農業集落排水	廃止	
武豊町	R 2年4月	公共下水道	一部適用	法適化の目的は経営状況と財務状況の明確化に主眼を置くことであり、一部適用で十分目的を達成できるため。最小限のコストで目的を達成できるため。
		農業集落排水	廃止	
美浜町	未着手	農業集落排水	—	農業集落排水を廃止する可能性があるため、法適化するかどうか検討中。法適化する場合は、R 3年以降に移行業務を行う予定。
南知多町	R 5年4月	漁業集落排水	検討中	令和2年度中に検査財政課及び出納室と協議し、決定していく予定。

12. その他

公営企業化になると新たに減価償却費及び資産減耗費等を計上すると財源不足が生じる。現段階では、一般会計繰入金で補てんする必要がある。